

北海道教育委員会 公報

令和2年(2020年)3月23日
(月曜日)

第6238号

目次

教育委員会規則

- 災害共済給付に係る共済掛金の徴収規則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1
- 教育長訓令
- 教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令…………… 2
- 告示
- 令和3年度の北海道立中等教育学校の入学者選考検査日について…………… 4
- 令和3年度の北海道立特別支援学校高等部入学者選考の選考検査日及び合格発表日
 について…………… 5
- 公益信託三浦規記念音楽教育振興基金の終了について…………… 5

公布された教育委員会規則のあらまし

◆災害共済給付に係る共済掛金の徴収規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第1号）

1 趣旨

独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき保護者から徴収する共済掛金について、日本スポーツ振興センターからの依頼に基づき、要保護・準要保護児童生徒の保護者からの徴収額に係る規定を整備するため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

道立特別支援学校の小学部及び中学部並びに道立中等教育学校前期課程の児童生徒の保護者から徴収する共済掛金の額の記載内容を改めることとした（第2条関係）。

3 施行期日

この教育委員会規則は、令和2年4月1日から施行することとした。

教育委員会規則

災害共済給付に係る共済掛金の徴収規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和2年3月23日

北海道教育委員会教育長 佐藤 嘉大

北海道教育委員会規則第1号

災害共済給付に係る共済掛金の徴収規則の一部を改正する教育委員会規則

災害共済給付に係る共済掛金の徴収規則（昭和35年北海道教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

	区分	共済掛金の額
1 道立特別支援学校	(1) 幼稚部の幼児	240円
	(2) 小学部の児童	550円。ただし、保護者が法第29条第2項第1号に該当する場合は、20円
	(3) 中学部の生徒	550円。ただし、保護者が法第29条第2項第1号に該当する場合は、20円
	(4) 高等部の生徒	1,930円
2 道立高等学校	(1) 全日制の課程の生徒	1,930円
	(2) 定時制の課程の生徒	880円
	(3) 通信制の課程の生徒	250円

3 道立中等教育学校	(1) 前期課程の生徒	550円。ただし、保護者が法第29条第2項第1号に該当する場合は、20円
	(2) 後期課程の生徒	1,930円

第2条に次の1項を加える。

- 2 道立特別支援学校小学部及び中学部並びに道立中等教育学校前期課程の児童生徒の保護者が法第29条第2項第1号又は第2号に該当する場合は、前項に定める共済掛金を徴収しない。

附 則

この教育委員会規則は、令和2年4月1日から施行する。

教 育 長 訓 令

北海道教育委員会教育長訓令第1号

庁 中 一 般
所 管 機 関

教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和2年3月23日

北海道教育委員会教育長 佐藤 嘉大

教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令

教育財産規則施行規程(昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別記第8号様式その2中「 $N \times 108 / 100 \times Q$ 」を「 $N \times 110 / 100 \times Q$ 」に改める。

別記第9号様式その1を次のように改める。

別記第9号様式その1(第29条関係)

教育財産使用許可書

第 号指令

使用者 住 所
氏 名

年 月 日付け申請の教育財産の使用は、次の条件を付けて許可します。
年 月 日

北海道教育委員会教育長

(部 局 長)



記

(使用を許可する物件)

- 1 使用を許可する物件(以下「使用許可物件」という。)は、次のとおりです。

所在地番

区 分

数 量

使用部分 別図のとおり

(指定する用途)

- 2 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可物件を の

用に供さなければなりません。

(使用許可期間)

- 3 使用を許可する期間は、 年 月 日から 年 月 日までとします。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2箇月前までに書面をもって教育長(部局長)に申請しなければなりません。

(使用料及び加算料金)

- 4 使用料及び加算料金は次のとおりとし、歳入徴収者の発する納入通知書により、指定期日までに納入しなければなりません。

(1) 使用料 円(免除)

(2) 加算料金 円

(使用料の改定)

- 5 教育長(部局長)は、経済情勢の変動、教育財産関係法令の改廃その他の事情の変更により特に必要があると認める場合には、使用料及び加算料金を改定します。この場合において、使用者は改定された使用料及び加算料金を支払わなければなりません。

(物件保全義務等)

- 6 (1) 使用者は、使用許可物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければなりません。

(2) 前号の規定による維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、すべて使用者の負担とします。

(使用上の制限)

- 7 (1) 使用者は、使用許可期間中、使用許可物件を2に指定する用途以外に供してはなりません。

(2) 使用者は、使用許可物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはなりません。

(3) 使用者は、使用許可物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって教育長(部局長)の承認を受けなければなりません。

(使用許可の取消し又は変更)

- 8 教育長(部局長)は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することができます。

ア 使用者が許可の条件に違反したとき。

イ 道において公用又は公共用に供するため使用許可物件を必要とするとき。

(原状回復)

- 9 (1) 使用許可が取り消されたとき、又は使用許可期間が満了したときは、使用者は、自己の負担で、教育長(部局長)の指定する期日までに使用許可物件を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、教育長(部局長)が特に承認したときは、この限りではありません。

(2) 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、教育長(部局長)は、使用者の負担においてこれらを行うことができます。

(損害賠償)

- 10 (1) 使用者は、その責めに帰する事由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、当該滅失又はき損による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、使用許可物件を原状回復した場合は、

この限りではありません。

(2) 前号に掲げる場合のほか、使用者は、本許可書に定める条件を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(許可の取消しによる損失の取扱い)

11 8の規定により使用許可を取り消した場合において、その取消しにより使用者に損失が生じて、道はその損失を補償しません。

(有益費等の請求権の放棄)

12 8の規定により使用許可が取り消された場合において、使用者は、使用許可物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求は行わないこととします。

(実地調査等)

13 教育長(部局長)は、使用許可物件について随時に実地調査し、又は必要な報告を求め、その使用に関し指示することができます。

教 示

1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道知事に審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又はこの処分を行った部局長の所在地を管轄する地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 なお、この処分のうち使用料の徴収に関する処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません(地方自治法第229条第5項)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(用紙寸法 日本産業規格A4縦型)

附 則

この教育長訓令は、令和2年3月23日から施行する。

告 示

北海道教育委員会告示第13号

令和3年度の北海道立中等教育学校の入学者選考検査日は、令和3年1月9日(土曜日)とする。

令和2年3月23日

北海道教育委員会教育長 佐藤 嘉大

北海道教育委員会告示第14号

令和3年度の北海道立特別支援学校高等部入学者選考の選考検査日及び合格発表日は、次のとおりとする。

令和2年3月23日

北海道教育委員会教育長 佐藤 嘉大

1 選考検査日

- (1) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
令和3年2月2日(火)
- (2) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
令和3年1月29日(金)
- (3) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
令和3年2月1日(月)
- (4) 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
令和3年2月1日(月)。ただし、北海道岩見沢高等養護学校にあつては、令和3年2月2日(火)
- (5) 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
令和3年2月1日(月)

2 合格発表日

令和3年2月15日(月)

北海道教育委員会告示第15号

次の公益信託の終了の報告は、旧信託法(大正11年4月21日法律第62号)第67条の規定に基づき、受理した。

令和2年3月23日

北海道教育委員会教育長 佐藤 嘉大

1 公益信託の名称

公益信託三浦規記念音楽教育振興基金

2 終了の理由

旧信託法第56条(信託行為ヲ以テ定メタル事由発生シタルトキ)

3 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲1丁目2番1号

4 終了年月日

令和2年1月30日

